

消費者被害注意報 No. 76

「不用品を買い取る」訪問購入に注意！

事例 「不要な着物や衣類を買い取る。」「午後再び来るので、あれば用意しておいてください。」と女性が訪問してきた。

衣類などを用意して待っていると女性ではなく男性が来て、衣類には目もくれず、「指輪やネックレスはないのか？」と強い口調で言われた。ネックレスを見せたところ、1,000円で強引に買い取られてしまった。



《相談員のアドバイス》

- ・ 自宅で物品を買い取ってもらう訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘すること、約束したものと別の物品について売却を求めることは法律で禁止されています。
- ・ 訪問購入はクーリング・オフすることができます。しかし、連絡先を教えてもらっていない、教えてもらっていても連絡が取れない等、売却した物品を取り戻すことが困難な事例も多く発生しています。急に訪れた業者を家に入れるのは危険です。
- ・ 訪問業者は「契約書面」を渡すことが定められています。売却の際は契約書を必ず受け取り、大切に保管しましょう。
- ・ クーリング・オフ期間中は、購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないこともトラブル回避に有効です。

見守りのポイント



- このような訪問購入において、60歳以上の方からの相談が多く寄せられています。中でも、女性の割合が高くなっています。また、自宅にいることが多い方は訪問業者と遭遇することが多く、注意が必要です。
- 一人で業者に対応するのは避けましょう。来訪した業者に買い取りを依頼する場合は、家族や友人の方が同席するようにしましょう。
- 退去を求めても帰らなかったり、脅すような言動があった場合は、警察に通報しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日9:00～16:30※祝日・年末年始は除く